

建設マネジメント委員会規則細則

I. 全般

1. 目的

この細則は、建設マネジメント委員会（以下、「委員会」という）の運営および委員会が設置する小委員会の運営等について定める。

2. 小委員会の設置

委員会は、事業を遂行するために次の小委員会を設置する。

- (1) 運営小委員会
- (2) 論文集編集小委員会
- (3) 表彰小委員会
- (4) 研究小委員会
- (5) 行事等実行小委員会
- (6) 特別小委員会
- (7) 国際連携小委員会
- (8) 契約約款制定小委員会

3. 細則の改正

この細則の改正は、委員会の承認により行う。

II. 運営小委員会

1. 設置

運営小委員会は、委員会の円滑な運営を目的として設置し、常置とする。

2. 構成

構成は、小委員長、副小委員長、および企画、総務、広報、会計、書記、研究問題検討の各担当とし、各担当の役割は以下のとおりとする。

(1) 企画担当

企画担当は、講演会および講習会、見学会、その他の行事等の企画を担当する。

(2) 総務担当

総務担当は、委員会規則および細則に不都合が生じた場合の改正案の作成、委員会名簿の作成等の総務を担当する。

(3) 広報担当

広報担当は、講演集や報告書および刊行物等に係わる諸作業、英文トランザクション、学会誌会告の作成、ホームページの管理等の広報を担当する。

(4) 会計担当

会計担当は、予算案の編成、予算管理等の会計を担当する。

(5) 書記担当

書記担当は、議事録作成、委員会の運営上必要な文章の作成等の書記を担当する。

(6) 研究問題検討担当

研究問題検討担当は、委員会の研究領域や活動方針等の検討を担当する。

3. 選出方法と任期

選出方法と任期は、次のとおりとする。

- (1) 小委員長は、委員長が指名する。
- (2) 小委員長を除く構成員は、小委員長が指名する。
- (3) 任期は、2年とし、重任・再任を妨げない。
- (4) 退任・新任は、半数以上が交代とならないようにする。

4. 担当事項

常置の小委員会として、次の事項を担当する。ただし、審議時には、委員会幹事長、委員会副幹事長、および必要に応じて関連する小委員会小委員長の意見を徴する。

- (1) 委員会を運営するための事項や問題について審議する。
- (2) 委員会において特に重要と委員長が判断した事項や問題について審議し、対応する。
- (3) 委員会に依頼のあった委託研究について対応を審議し、委員会に報告し承認を得る。

Ⅲ. 論文集編集小委員会

1. 設置

論文集編集小委員会は、「土木学会論文集 F4 (建設マネジメント)」の通常号及び特集号を編集および発行することを目的として設置し、常置とする。

2. 構成

構成は、小委員長、副小委員長、委員とする。ただし、委員のうち1名を幹事長、若干名を幹事とする。

3. 選出方法と任期

選出方法と任期は、次のとおりとする。

- (1) 小委員長は、委員長が指名する。
- (2) 小委員長を除く構成員は、小委員長が指名する。
- (3) 任期は、2年とし、重任・再任を妨げない。
- (4) 退任・新任は、半数以上が交代とならないようにする。

4. 担当事項

常置の小委員会として、次の事項を担当する。

- (1) 「土木学会論文集F4 (建設マネジメント)」の通常号及び特集号の原稿審査、編集および発行のための諸活動を行う。
- (2) 特集号について、対象分野や区分などを含む投稿・執筆要領を社会情勢等に照らして毎年作成し、委員会の承認を得て論文を募集する。
- (3) 「建設マネジメント委員会論文査読規程」および「建設マネジメント委員会査読要領」に不都合が生じた場合には、改正案を作成して委員会の承認を得て改正する。
- (4) 査読員を選定する。

(5)「建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会」を企画及び開催する。

IV. 表彰小委員会

1. 設置

表彰小委員会は、建設マネジメント委員会が授与する各賞について、受賞候補者を選考することを目的として設置し、常置とする。

2. 構成

構成は、小委員長及び委員とする。

3. 選出方法と任期

選出方法と任期は、以下のとおりとする。

- (1) 小委員長は、委員長が指名する。
- (2) 委員は、小委員長が指名する。
- (3) 任期は、2年とし、重任・再任を妨げない。
- (4) 退任・新任は、半数以上が交代とならないようにする。

4. 担当事項

常置の小委員会として、次の事項を担当する。

- (1) 建設マネジメント委員会における「論文賞」、「論文奨励賞」、「優秀講演賞」および「グッド・プラクティス賞」の受賞候補者を選考し、その結果について委員会に報告する。
- (2) 「建設マネジメント委員会表彰規程」および「建設マネジメント委員会受賞者選考細則」に不都合が生じた場合には、改正案を作成して委員会の承認を得て改正する。

V. 研究小委員会

1. 設置

研究小委員会は、運営小委員会の検討・提案を受けて委員会が認めた研究課題について、学術や技術、および社会の発展への寄与の観点から調査や研究を行うことを目的として課題毎に設置し、それぞれの活動期間は原則2年以内とする。ただし、運営小委員会が必要と認め、委員会が承認した場合には、活動期間を延長することができる。また、研究課題により、第1種研究小委員会、第2種研究小委員会、第3種研究小委員会に区分する。

2. 構成

構成は、小委員長、副小委員長、委員とし、必要に応じて幹事長および若干名の幹事を置くことができる。また、非会員（場合によっては会員）からオブザーバーを参加させることができる。

3. 選出方法と任期

選出方法と任期は、次のとおりとする。

- (1) 小委員長は、運営小委員長の推薦により、委員長が指名する。
- (2) 小委員長を除く構成員は、小委員長が指名する。なお、その候補者を公募することもできる。

(3) 任期は、2年以内とするが、活動期間に応じて重任・再任を妨げない。

4. 運営

運営は、次のとおりとする。

(1) 第1種研究小委員会

- 1) 委員会が重点的に検討すべき調査研究課題を研究する。
- 2) 委員会予算を配分し、活動費用とできる。
- 3) 活動内容は、毎年度、運営小委員会および委員会に報告する。
- 4) 研究成果は、委員会に報告する。

(2) 第2種研究小委員会

- 1) 委員会が検討すべき調査研究課題を研究する。
- 2) 委員会予算を配分し、活動費用とできる。
- 3) 活動内容は、毎年度、運営小委員会および委員会に報告する。
- 4) 研究成果は、運営小委員会に報告し、運営小委員会の判断により、委員会へ報告する場合もある。

(3) 第3種研究小委員会

- 1) 委員会に関する調査研究課題を研究する。
- 2) 委員会予算は配分しない。
- 3) 活動内容は、毎年度、運営小委員会および委員会に報告する。

VI. 行事等実行小委員会

1. 設置

行事等実行小委員会は、委員会が認めたシンポジウム等行事について企画及び開催することを目的に行事毎に必要なに応じて設置し、活動期間は当該年度内とする。

2. 構成

構成は、小委員長、副小委員長、委員とする。また、必要なに応じて、幹事長、幹事をおくことができる。

3. 選出方法と任期

選出方法と任期は、次のとおりとする。

- (1) 小委員長は、運営小委員長の推薦により、委員長が指名する。
- (2) 小委員長を除く構成員は、小委員長が指名する。
- (3) 任期は、当該年度内とする。

4. 運営

運営は、次のとおりとする。

- (1) 活動費用は、小委員会が企画・実行するシンポジウム等行事の参加費収入より支弁する。
- (2) 活動内容および開催結果は、委員会に報告する。

VII. 特別小委員会

1. 設置

特別小委員会は、土木学会への委託研究、または、委員会において緊急に取り組む必要があると委員会が判断した課題等について調査、研究することを目的として設置し、活動期間はその内容に応じて適切な範囲とする。

2. 構成

構成は、小委員長、副小委員長、委員とする。また、必要に応じて、幹事長、幹事をおくことができる。

3. 選出方法と任期

選出方法と任期は、次のとおりとする。

- (1) 小委員長は、委員長が指名する。
- (2) 小委員長を除く構成員は、小委員長が指名する。
- (3) 任期は、2年以内とするが、活動期間に応じて重任・再任を妨げない。

4. 運営

運営は、次のとおりとする。

- (1) 活動費用は、受託研究の場合は委託費より支弁し、その他の場合には、所定の範囲内で委員会予算等を配分する。
- (2) 研究内容および研究成果は、委員会に報告する。

VIII. 国際連携小委員会

1. 設置

国際連携小委員会は、国際連携の推進を目的として設置し、常置とする。

2. 構成

構成は、小委員長、副小委員長、委員とする。また、必要に応じて、幹事長、幹事をおくことができる。

3. 選出方法と任期

選出方法と任期は、次のとおりとする。

- (1) 小委員長は、委員長が指名する。
- (2) 委員は、小委員長が指名する。
- (3) 任期は、2年とし、重任・再任を妨げない。
- (4) 退任・新任は、半数以上が交代としないようにする。

4. 運営

運営は次のとおりとする。

- (1) 国際連携に係る行事開催のための必要経費は、小委員会にてその確保に努めるものとする。
- (2) 研究内容および研究成果は、委員会に報告する。

IX. 契約約款制定小委員会

1. 設置

契約約款制定小委員会は、多様な入札・契約方式の標準契約約款を審議し決定することを目的として設置し、常置とする。

2. 構成

構成は、小委員長、委員とする。

3. 選出方法と任期

選出方法と任期は、次のとおりとする。

- (1) 小委員長は、委員長が指名する。
- (2) 委員は、発注者の立場の委員は、行政、公益企業等から、受注者の立場の委員は、建設業団体及び建設関連業団体等から、第三者の立場の委員は、法律の専門家、学識経験者等から小委員長が指名する。
- (3) 任期は、2年とし、重任・再任を妨げない。

4. 担当事項

常置の小委員会として、次の事項を担当する。

- (1) 公共土木事業の標準契約約款の制定・改正・廃止について審議・決定する。
- (2) 制定した標準契約約款に関するその他事項。

5. 標準契約約款の制定・改正・廃止

- (1) 標準契約約款の原案については、別途の特別小委員会等で作成し、契約約款制定小委員会では審議のみを行う。
- (2) 審議方法等について規定した小委員会の規約を定める。
- (3) 標準契約約款の制定・改正・廃止については、建設マネジメント委員会の承認を得ることとし、建設マネジメント委員会がその責任を持つ。
- (4) 制定した標準契約約款は「土木学会制定」と称し、土木学会理事会に報告する。

付則 この細則は、平成11年2月22日から施行する。なお、委員会で改正が承認された場合は、その時点より新たな細則として施行する。；平成11年9月22日改正；平成13年3月22日変更；平成15年3月7日改正；平成19年9月14日改正；平成22年3月16日改正；平成22年6月7日改正；平成23年5月24日改正；平成24年5月24日改正；平成26年5月21日改正；平成27年4月22日改正